

外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さが指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、各省庁等において実施する具体的取組をまとめたもの。

## 1. 法人設立・登記関係

- 外国企業等が、日本国内で自らの銀行口座を開設せずとも、出資金の払込証明を作成し、子会社の株式会社を設立できるよう、
    - ① 出資金払込みの口座の名義人の範囲を拡大
      - － 外国企業等が **出資金払込みのために利用できる口座の名義人について、発起人や設立時代表取締役に限らず、発起人の委任を受けた者であればよいこととした。**【法務省、実施済】
    - ② 払込先の金融機関の対象を拡充
      - － **邦銀の海外支店の口座が含まれる**ことを明確化。メガバンクは対応態勢を整備。【法務省・金融庁、実施済】
  - 登記手続等に必要なサイン証明書(印鑑証明の代替)について、従来の、本人の国籍国、日本(国籍国領事)に加え、
    - ① **本人の現在の居住国等においても取得可能**とするとともに、
    - ② **国籍国本国等で取得可能であっても日本における領事がサイン証明書を発行していない場合、日本の公証人の作成したものでもよいこととした。**【法務省、実施済】
  - **法人設立後の銀行口座開設手続**が円滑に進むよう、メガバンクに対し、対応できる支店等の集約、情報の共有、事務取扱の徹底等の態勢の整備を要請。メガバンクにおいて、態勢を整備、相談窓口を設置。【金融庁、実施済】
- <その他の取組>
- ・ 会社設立関係の通達全文や外国人向けの手続に関する情報を掲載するウェブサイトを開設。【法務省、実施済】
  - ・ 登記申請等における外国語の提出書類の日本語への翻訳を省略することができる例を明確化。【法務省、実施済】  
(例:外国会社の取締役会議事録のうち、申請に関する内容以外の部分)
  - ・ 定款認証手続等において割サインを不要とした。【法務省、実施済】

## 2. 在留資格関係

- 在留資格に関する手続を窓口に出向かずに行えるよう、**オンライン化を平成30年度より開始**すべく、所要の準備。【法務省】
- 手続に要する期間の見通しが立てやすくなるよう、**所要期間の実績データの公表**や、申請者が案件の**進捗状況をオンラインで確認できる仕組み**の導入について検討。【法務省】
- 高度外国人材の受入れを促進するため、
  - － 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設 【法務省、29年4月】
  - － 高度人材ポイント制※の要件見直し(評価項目の追加等)【法務省、29年4月】 ※配偶者のフルタイム就労、家事使用人帯同等の優遇措置あり
  - － 高度外国人材が帯同する**家事使用人の受入れ要件**(海外で継続雇用していた家事使用人と**同時期に入国**)について、**高度外国人材の入国後でも呼び寄せられるよう見直しを検討。**【法務省、29年秋目途】
- 外国人がビジネス出張で来日する際の在留資格取得に必要な情報を明確化し、周知。【法務省、29年夏目途】

## 3. 行政手続のワンストップ化

- **東京開業ワンストップセンターの取扱業務を拡充。**
  - ① 登記、税務、年金等の6事務の電子申請を可能にするとともに、全てのブースで申請受付等を可能に。【内閣府等、実施済】
  - ② 取り扱う在留資格の対象に「**技術・人文知識・国際業務**」を追加(※現行は「経営・管理」「企業内転勤」のみ)。【内閣府等、実施済】  
申請できる期限(法人設立後6か月以内)を段階的に延長する(平成30年4月目途に法人設立後5年以内まで)。【内閣府等】

## 4. 外国語での情報発信・外国企業へのコンサルテーション

- 事業活動や生活に関してニーズの高い情報の外国語での発信の強化。【各省庁】  
(例:e-Taxの主な操作マニュアル、国税関連の主要な通知書や申告に関する説明、社会保険等の手引き、高度外国人材受入れに係る生活環境・施策情報、金融業の拠点開設サポートデスク)
- **JETROのウェブサイト**を各省庁の**外国語情報に関するポータルサイト**とした。JETROの情報発信、コンサルテーションに各省庁も協力。【各省庁】

## 5. 輸入関係

- 統計品目番号(HSコード等)の「**国内細分**」の統廃合の推進による**企業の分類作業負担の軽減**。【財務省等】  
(例:衣類は統計把握の必要性が低い国内細分の30年度統廃合実施に向け検討(Tシャツは29年度実施)、がん具は29年度の関税改正において国内細分統合)
- **輸入者等の利便性を高めるための情報発信の充実**。【財務省・厚生労働省】  
(例:輸入品目別に必要な法令手続情報(税関HP:実施済)、食器等の輸入時の検査に必要なサンプル数の目安や試験成績書に記載すべき事項・留意点(厚生労働省HP:29年4月目途)など)